

セントクリストファー・ネービス知的財産庁 (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 KN. I

略語のリスト

国内官庁： セントクリストファー・ネービス知的財産庁

PA： 2002年12月31日の特許法

PR： 2002年12月31日の特許法の特許規則

| 指定（又は選択）官庁 KN | セントクリストファー・ネービス 知的財産庁 国内段階に入るための要件の概要 | 概要 KN |
|--------------------------------|--|----------|
| 国内段階に入るための期間 | PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月 | |
| 国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)? | 認める | |
| 要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹ | 英語 | |
| 要求される翻訳文 ¹ | PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（これらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方） | |
| 特別な状況において国際出願の写しが要求されるか? | 要求されない | |
| 国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか? | 国内官庁に問合せされたい | |
| 国内手数料 ¹ | 通貨：東カリブ・ドル（XCD） 特許： 出願手数料 …………… XCD 400 実用証： 出願手数料 …………… XCD 400 | |
| 国内手数料の免除、減額又は払戻し | なし | |

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

| KN | セントクリストファー・ネービス 知的財産庁 (続き) | KN |
|--|--|----|
| 国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) | <p>出願人が発明者でない場合には、特許についての出願人の権利を正当化する説明書^{2,3}</p> <p>出願人が先の出願の出願人でない場合には、優先権の資格を有する証拠^{2,3}</p> <p>国際出願日の後に出願人が変更された場合には、国際出願の譲渡証明書</p> <p>出願人がセントクリストファー・ネービスに居住していない場合には、代理人の選任</p> | |
| 誰が代理人として行為できるか？ | セントクリストファー・ネービスで登録された弁理士又は弁護士 | |
| 国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？ | 認める | |
| 国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？ | 認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。 | |

2 PCT第22条又は第39条(1)に基づき適用される期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

3 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。